

第 2 8 回岩手県文化芸術振興審議会

日 時：令和元年11月19日（火）

午後3時00分から

場 所：岩手県水産会館 中会議室

1 開 会

○森文化振興課主任主査 ただいまから第28回岩手県文化芸術振興審議会を開催いたします。

本日進行を務めさせていただきます森と申します。どうぞよろしくお願いたします。

本日御出席いただいている委員は、委員総数16名のうち13名であり、定足数を満たしておりますので、岩手県文化芸術振興基本条例第24条第2項の規定により、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、飯森委員、長坂委員、渡辺委員は御都合により御欠席の旨、御連絡をいただいておりますので、御報告いたします。

2 挨拶

○森文化振興課主任主査 それでは、開会に当たり菊池文化スポーツ部長から挨拶を申し上げます。

○菊池文化スポーツ部長 本日は、何かとお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。挨拶に先立ちまして、まずもって先般の台風19号の災害に際しまして、お亡くなりになられた方々には改めて哀悼の意を表します。また、被害に遭われた皆様方にお見舞い申し上げます。

県といたしましては、御案内のとおり、先般の9月議会におきましても、一刻も早い復旧、復興のために補正予算を組んだところでございます。また、もうすぐ、今度は12月議会が参りますので、そちらでもまたさまざま対策、対応する補正予算を計上しようと、努めているところでございます。現場においても、各市町村さん、あるいはさまざまな関係の民間の方々、ボランティアの方々も含めて一生懸命活躍をしてもらっています。一刻も早い復旧、復興のために、これからも全力で取り組んでまいります。どうぞよろしくお願いたします。

委員の皆様には、本当に今年大きな課題である第3期岩手県文化芸術振興指針の策定ということで、これまでいろいろ御説明申し上げてまいりました。今回もいろいろな御意見を踏まえて、さらに議論を深めていただきたくお集まりいただいた次第でございます。何とか今年度内に新しい文化振興指針を定めたいと思っております、そのためには重ねて

改めて申し上げますが、皆様方、先生方の御意見をしっかりと受けとめて、しっかりと反映していくという作業が何よりも重要でございますので、限られた時間ではございますが、本日も何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上で挨拶を終わります。

3 協 議

【報告】 (1) 文化芸術に関する意識調査について

(2) 関係団体等との意見交換について

(3) 第26・27回審議会における御意見と対応方向について

【協議】 (1) 第3期岩手県文化芸術振興指針（素案）について

① 第3期指針（素案）の説明

② 意見交換

(2) パブリックコメントの実施について

○森文化振興課主任主査 それでは、3の協議に入る前に、本日の審議会の進め方について簡単に御説明をさせていただきます。

本第28回の審議会では、第3期岩手県文化芸術振興指針の素案について御協議をいただきたいと存じます。初めに、報告として次第の(1)から(3)、県で本年7月に実施した文化芸術に関する意識調査について、また、9月に開催した関係団体等の意見交換について、また前々回、前回と審議会におきまして委員の皆様からいただいた御意見、対応方向について事務局から御説明をさせていただきますして、委員の皆様方から御質問、御意見等を伺いたいと思っております。

その後、協議として、まず(1)指針の素案についてです。今般、審議会の委員の皆様方の御意見等を踏まえて、事務局で素案を取りまとめさせていただきますして、まずは、その内容について御説明を申し上げ、委員の皆様方から御意見を頂戴したいと考えております。

(2)パブリックコメントの実施についてであります。こちらについても事務局から御説明を申し上げ、御意見をいただければと思います。

最後に、その他であります。前回の審議会でご意見をいただいているところであります。アーツカウンシルについて事務局から情報提供させていただきたいと考えております。

本日の進め方は以上となります。

それでは、議事に入らせていただきます。条例第23条第2項の規定によりまして、会長が議長となるとされておりますので、以降の進行につきましては佐々木会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐々木民夫会長 それでは、5時までという予定でございますけれども、よろしくお願いいたします。

では、今お話がありましたように協議事項に入りますが、その中で報告案件になりますが、(1)文化芸術に関する意識調査について、(2)関係団体等との意見交換について、(3)第26・27回審議会における御意見と対応方向について、まず事務局のほうから一括して説明をお願いします。

○菅原文化振興課文化芸術担当課長 文化振興課担当課長の菅原と申します。では、座って御説明させていただきます。

まず、資料の1—1をご覧ください。こちらにつきましては、文化芸術に関する意識調査ということで御説明申し上げます。県では、指針の改訂及び文化振興施策の推進の参考にするため、各種アンケートをお願いしている希望郷いわてモニターという方が県内に258名いらっしゃるのですが、その方々を対象にして7月に意識調査を実施したところで、有効回答数は201名、回答率は77.9%という状況でございます。調査では、文化芸術への親近感、課題、情報の入手方法、望ましい将来像を尋ねたほか、今回新たな項目としてアール・ブリュットの認知状況について調べました。

その主な結果でございますが、かいつまんで説明させていただきます。まず、①ですが、文化芸術への親近感というところですが、身近なものと感じていますかという項目なのですが、これにつきましては74.6%の方が身近に感じているという回答がございました。まとめは最後に御説明します。

続きまして、めくっていただきまして、③情報の入手方法というところでございます。文化芸術活動の参加に関する情報をどのようなものから入手していますかということなのですが、こちらにつきましてはチラシ、広報紙、新聞・雑誌、テレビと既存のメディアの割合がやはり高いのですが、これから充実を望む方法ということで、やや色の濃い棒グラフを見ていただければと思うのですけれども、いわゆるホームページ、SNS、そういうインターネット関連の項目がほかの項目とは棒グラフの高さが違うということが特徴になっております。

続きまして、3ページをご覧ください。アール・ブリュットの認知状況というところをご覧ください。今回新たに示した項目ですけれども、アール・ブリュットのことを知っていますかという設問なのですが、こちらについては、一番多かったのが知らないという項目で67.2%という状況でございます。

調査のまとめということで、4ページをご覧ください。概ねこのようなまとめをしております。4人のうち3人が文化芸術活動を身近なものとして感じていまして、それをきっかけにそういう意識が醸成されているということから、鑑賞機会の充実、そういうことが必要であると。次にインターネットを通じた情報発信の充実が望まれている。3点目としまして、担い手、後継者の育成が十分でないことが課題として挙げられているほか、若手芸術家、後継者の育成が行政サポートとして求められている。望ましい将来像としては、多くの県民が日常的に文化芸術になれ親しんでいる、受け継がれていく、そういう姿が挙げられております。最後、アール・ブリュットを知っている、または鑑賞したことがあると回答した方は約3割ということでございまして、さらなる周知が必要と考えられるということでございます。

以上が意識調査の概要でございます。

続きまして、資料の2-1をお開き願います。こちらにつきましては、関係団体等との意見交換の概要でございます。県では、9月に市町村芸術文化協会、岩手県の文化芸術コーディネーター、芸術文化協会に加盟されている専門団体などの関係団体の方、民俗芸能や障がい者芸術の関係者の方と意見交換を延べ10カ所で開催しまして、74人の方と意見交換を行いました。

主な意見なのですけれども、かいつまんでお話しさせていただきますと、まず大きな項目として団体や活動の現状と課題等という項目につきましては、例えば民俗芸能などでは、各地域が学校と結びついて取り組んでいるのが岩手の特徴だと、そういうことや、公演機会を増やしていくことが必要。あと、後継者の継承問題、そういった意見がございました。これにつきましては、県芸術祭や市町村芸術祭のところにおいても、若い人が減っているとか、出展者の高齢化とか、同じような問題が見られるというところですよ。

次に、2ページをおめくりください。こちらのほうも、例えば障がい者による文化芸術活動というところでは、著作権等の法的知識に関して、各関係者の意識がまだこれからだということで、取組を進めることが重要であるということや、実際に事業所を訪れて作家や作品を見つけることも多いといったお話がございました。

このほか、文化財の保存や記録に関すること、情報発信、クラウドファンディングによる資金調達、施設の老朽化への対応、そういうようなことに関しまして取組を進めることが必要だというような御意見がありました。

②としまして、指針や事業への意見・要望というところをご覧ください。指針については、骨子案をお示しして意見を聞いたところです。これにつきましては、指針への要望、意見ということで、例えば社会包摂ーソーシャル・インクルージョンと呼ばれますが、そういう考え方を指針に取り入れたらどうかとか、あと若い才能を県内で守り育てる仕組みが必要であると、そういうような意見がございました。

続きまして、3ページに移っていただければと思います。事業への御意見、要望等もございました。そういうことも踏まえてまとめますと、意見交換によりいろいろ出たわけですが、まず民俗芸能団体と地域や学校とのつながりを大切にしながら、継承問題というのは対応していくことが必要なのではないかということです。あと、文化芸術団体につきましては、後継者育成が課題であり、若手の参加も減っているということもございますが、一方で若手育成の効果が出ている分野もあるという意見がございました。あと、障がい者文化芸術振興のためには、作家や作品を見つけることとともに、支援者の人材育成が重要であるというお話がありました。あと、クラウドファンディングなど、活動を支える資金のさまざまな調達方法を検討する必要があると、そういうことがございます。あと、公立文化施設の老朽化への対応、運営スタッフの育成が重要である、そういうところが見いだせたところです。

資料2につきましては、以上でございます。

最後に、資料3をお開き願います。こちらは、岩手県文化芸術振興審議会における委員からの主な意見と対応方向ということで、取りまとめたものでございます。前回と前々回の意見の中から、その対応方向を記載しています。

まず、総論関係ですが、一番上をご覧ください。東日本大震災津波と人口減少の影響、また長い歴史で積み上げられた岩手の文化、将来的な活用といったメッセージを冒頭の指針策定の趣旨において明記したほうがよいという御意見がございました。これにつきましては、知事からのメッセージとして配布版の冒頭に記載するというので進めたいと考えております。

次に、下から2番目、5年間で結果を出すものでなければ、指針は単なるテキストになってしまうと、そういう御意見がございました。これにつきましては、施策の具体的推進

に指標を掲載したほか、指針の期間に注力していく施策を重点的取組事項として取りまとめました。

続きまして、2ページをお開き願います。こちらでは、景観のところをご覧ください。前回景観につきましては、多数の委員の方から、文化として取り扱う分野の中から景観が取り除かれたことを危惧しているなどの御意見を頂戴したところでございます。これにつきましては、基本的方向性というところに、これまでの指針と同様、各分野における目指す姿として、条例に掲げられている指針の対象とする文化芸術の3つの分野のほかに、地域の歴史的、文化的景観について記載したところでございます。

続きまして、下の世界遺産でございます。世界遺産につきましては、世界遺産の登録と活用推進という表現について、登録そのものはユネスコが行うことから、指針においては世界遺産の登録に向けた取組といった記載に整理すべきと、そういう御意見を頂戴したところです。これにつきましては、施策の具体的推進の岩手の特徴を生かした文化芸術の振興というところの項目名を、②のところ、世界遺産の登録に向けた取組と保存管理・活用の推進と表現を修正したところでございます。

続きまして、3ページをお開き願います。障がい者芸術のところをご覧ください。こちらのほうでは、例えば障がい者芸術の上から2段目のところですが、作品を社会と共有することを望んでいない作家の方というのは少なからずいらっしゃる、作家個々の価値観を丁寧に酌み上げるという姿勢が明確に盛り込まれていることが必要など、そういう個々に配慮した対応が必要ではないかという御意見がございました。これにつきましては、施策の具体的推進の重点的取組事項、障がい者による文化芸術の支援という欄に、障がい者本人の意志を尊重することについて記載させていただいております。

アーツカウンシルにつきましても御意見をいただいております。後ほどまた別途御説明しますが、アーツカウンシルにつきましては、重点的取組事項に官民一体による文化芸術推進体制の構築として、岩手版アーツカウンシルの体制を検討しており、それにつきましては今後審議会にも報告していきたいというふうに考えております。

最後、4ページをお開きください。個別の施策内容等への御意見、御質問については、次のおとおりでございます。施策を実施する中で、留意して取組を進めてまいりたいと思いません。例えば前回情報発信について、SNSの更新について専任の担当者をつけなければ更新頻度は上がらないのではないかと、そういう御指摘がございました。これにつきましては、先般担当者をつけまして、まずはツイッターのほうから更新を始めたというところで

ございます。そのように随時取組を進めているところでございます。

説明は以上でございます。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして、既にご覧になっているかと思えますけれども、委員の皆さんから御質問、御意見等ありましたらよろしくお願いたします。なお、今日はマイクがありませんので、できるだけ皆さん声を少し大きい形で。

では、齋藤委員。

○齋藤桃子委員 お尋ねです。希望郷いわてモニター258人、資料1の関係です。このモニターの方の年齢層の比、あるいは男女比がもしおわかりでありましたら教えていただきたいです。

○佐々木民夫会長 どうぞ。

○菅原文化振興課文化芸術担当課長 大変恐縮でございます。資料1—2をご覧ください。2ページになりますが、モニターの調査の回答者の属性がまとめられております。例えば先ほどお尋ねございました男女比などは、女性のほうがやや多いというような形になってございます。

○齋藤桃子委員 ありがとうございます。

○佐々木民夫会長 それ以外いかがでしょうか。ただいまの3点の調査をした、いろんな御意見を伺ったという、県民から広くいろんな方に聞いて、施策に盛り込んでいく形で、事務局のほうで聞いていただいたことの報告でございますが、それから委員会でのお話ですね。

では、板垣委員。

○板垣崇志委員 質問ではなくて意見という感じですがけれども、文化的な催事への参加についての情報が出ている媒体というところで、実際データで見ますと、やはり圧倒的に紙媒体ですとか放送、メディアといったところに大きなウエイトがあるのだなど。現状については、SNSとかホームページといったインターネット媒体が合わせても5%強とか、そういったようなウエイトなのだなどというのを、今回データで改めてそのバランスというのが実感できました。例えば市町村や県の広報紙での情報というのは、現状ですと例えば「いわてグラフ」のような機関紙で、文化情報というのはどのぐらいのウエイトで載っていたかなというのは、私もちょっと確認していないのですがけれども、恐らく年齢層にもよると思うのですがけれども、今後もこういった広報的な、自治体の広報から情報を得る

方というのは最も大きなウェイトを占めるという状況は、恐らく当面変わらないのだと思いますので、このあたりの充実というのにやはり力を入れるべきではないかなという印象を持ちました。よりそういった紙面での文化情報の充実、告知であったりレポートであったりといったような情報を、より県民の関心を引くような形で充実させていただけないかなというふうに思いました。

それともう一点は、アール・ブリュットの認知度というところで、30%ほどということでしたけれども、恐らく5年ほど前まで一般県民だけでなく、アート分野にかかわるような活動や仕事をしている方でも、アール・ブリュットというのはちょっと聞いたことはあるよと、アート分野の方々であっても認知度がさほど高くない語だったと思うのです。それが今一般県民の方に30%認知されているというのは、恐らく鑑賞体験が大きなきっかけになっているだろうということから察するに、県のアール・ブリュット巡回展が果たした役割はかなり大きいのではないかなというふうに推察されるのですが、まだ3年目の巡回展によって一般県民は30%まで認知しているというのは、ある意味非常に大きな効果が生じているのではないかなというふうに感じました。

以上です。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。

ただいまのは御意見ですが、何かそれに対してコメントはありますか。

○菅原文化振興課文化芸術担当課長 紙の媒体ですけれども、確かにおっしゃるとおり、従来の紙、あとラジオ、テレビ、重要だと思えます。それで、県でもさまざまな広報ツールがありますので、内容等を比較しながらその媒体をうまく活用して、今後ともそこは力を入れていきたいと思えます。

○佐々木民夫会長 それでは、ほかに。

では、坂田委員。

○坂田裕一委員 アール・ブリュットのことなのですが、私はやはり30%はすごく多いなという印象を受けているのです。それで、改めて確認のために設問を見ると、ちょっと広義の意味のアール・ブリュットの説明になっているのかなというふうに思えます。伝統や流行、教育などに左右されず、自身の内側から湧き上がる衝動のままに表現した芸術で、障がいがある人、子供、素人芸術家の作品をアール・ブリュットといいますというふうにあるのですが、見方によっては子供とか素人芸術家の作品全体をアール・ブリュットというふうに読めないこともないなというふうに思っていて、これが高めた原因な

のかなとちょっと感じているところなのですが、今の岩手県におけるアール・ブリュット作品の展示あるいは紹介というものは、どちらかというと障がい福祉の分野が中心となっていて、一般には流布されていないという認識を持っているのです。それなのに、これだけの数があるというのは、本当にそうなのかなとちょっとだけ疑問を感じています。意見というか、質問というか、どちらともわからないですが。

○佐々木民夫会長 何かございますか。これは、言葉の広い概念と実際の活動での一つの領域みたいなものが、かなりいろんな言葉が出てくるかと思うのですけれども、委員の方たちは、岩手県は非常にレベルが高いと言えば変ですけれども、よくここまで上がっているなということで、むしろ肯定的に捉えているのですけれども、その際に設問の広げている部分と実際のもので何か、事務局、県のほうでは上手にそこあたりは組み込んでおられますかという質問です。難しいところですが。

○菅原文化振興課文化芸術担当課長 わかりました。この定義そのものは、私たちとして一般的によく文書などに出てくる定義をとったつもりなのですけれども、実際私たち県として取り組んでいるのがアール・ブリュット巡回展、あと現在ふれあいランド岩手で開催している岩手県障がい者文化芸術祭というのに取り組んでいるのですが、そこは県民の方が区分けというか、そういうのをしているかどうかというのは、正直言ってわからないところなのですけれども、いずれにしろ障がい者の方の芸術というのがいろんなところで見られるようになっているのは、結果に反映された一つの要因なのかなと感じております。

○佐々木民夫会長 柴田委員。

○柴田和子委員 アール・ブリュットの件に関してなのですけれども、岩手芸術祭の総合フェスティバルで、並行して体験イベントも行っております。そこには、アール・ブリュットという特別なことではなく、本当に県民皆さんと同じコーナーとしてアール・ブリュット展をいたしました。そうしますと、初めて見たという方が結構いらっしゃいまして、それで作品のパワーに圧倒されるという、感動したとか、そういったお声がたくさん届いていますし、かなりの方が足を運んでいらっしゃるということが結構裾野を広げるということにつながっているのではないかなと思います。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。柴田委員のそういうふうな御活躍というか、先ほどの30%というところ、もっと広がっているかもしれませんけれども、その広がりが岩手県の中で見えているということは貴重なものだと思います。ありがとうございます。

ほかに、では、田口委員。

○田口博子委員 資料3を見ましたところ、私26回、27回と出ましたので、大変委員の皆さんの意見がそのまま反映されていて、細かいところまで対応していただいている、すばらしいなということがまずコメントとして1つ。

それから、資料の2-1、2-2で、関係団体との意見交換ということで見ますと、大変具体的に、なるほどなと思うような意見がたくさん、さすがに関係団体ということで、具体的なことがたくさん出ています。せっかく出た意見なので、それは今後、これはこういうふうに直していきたいとか、例えばもっと若い人が芸術祭に参加できる、私どちらかという芸術祭の担当なので目が行ってしまったのですけれども、ではどうやったら若い人が参加できるのかというような対策とか、実際に若い人が参加できましたよという結果という、意見が出てからの対策、そしてその結果という流れは、せっかくの意見交換が出たところなので、どういう形でそれが今後反映されていくのかというのをお聞きしたいと思っています。

○佐々木民夫会長 では、お願いいたします。

○菅原文化振興課文化芸術担当課長 資料2の関係団体の意見交換の意見につきまして、基本的には指針に反映していこうという考え方で取り組んでおります。

そして、今お話があった点につきましては、資料3で施策を実施する中で留意して取組を進めていきますとちょっと御説明したのですが、これは資料2の意見交換のほうも同様で、やっぱり今後進めていく中で今回いただいた意見は留意しながら、取組を進めていきたいと考えております。

○田口博子委員 私としては、大きな本の中に埋もれてしまうと、これがどうなったのかというのが見えなかったりすることがあると思うのです。すごく大事なことが書いてあった。なので、明確にこれはこうなって、そしてこういう結果が出たよというような、せっかく意見を出してくれた関係団体の人も、この意見はどうなったのかなと思うことがあると思うのです。なので、そういうことに、細かいことではあるのですけれども、丁寧に対応して、交換ですから今度はこちらからもこういうことをしますよというような提示とか、そういうのがわかりやすいといいなと、ちょっと思いました。

以上です。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。大事なことだと思いますので、私から一言。

やっぱり貴重な意見を聞いて、ここの審議会のための材料ではなくて、むしろ共有すべきところを共有することによって、お互いに次の実際の動きはどのようになると思

いますので、意外とこういう意識調査というと、調査期間だけ持っていて、紙媒体でやって終わりということですが、むしろ尋ねられた人にも、ほかの人はどんな意見を持って、どういうふうなのだろうと県民が共有することによって、お互いに意識を高め合ったり、いろいろと協働するということもできるかと思っておりますので、今田口委員のお話も、ほかの委員の方もそうでしたけれども、貴重な意見ですので、指針は指針として、施策の中だとか日常的ないろんな活動とか取組の中で、そういうのがいい方向に行くように進めていただければと。よろしくお願いいたします。

では、本村委員。

○本村健太委員 アール・ブリュットに戻ってしまいますけれども、アール・ブリュットの定義は、そもそもが専門教育を受けていないという人の素直な表現ということになりますので、アール・ブリュットの説明に関しては、ここに記されているとおりなので、それはそれで定義するしかなくて、それとまた別に岩手県で推進したいものが障がい者の方々のアート作品であるというところで、ある程度大きく捉えるところと、ここに注力していくのだというところを分けながら推進していくのがいいのかなというふうに思いました。

以上です。

○佐々木民夫会長 その点も含めて、これからの施策の中の、次の議題のほうになってくるかと思えますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、ほかにも御意見、御質問等あろうかと思えますけれども。

柴田委員、どうぞ。

○柴田和子委員 ちょっと済みません。私3度欠席しまして、まことに申しわけございませんでした。それで、かなり初歩的な質問で申しわけないのですが、希望郷いわてモニター258名、これはどういうピックアップ方法なのですか。希望者ですか、応募者ですか。

○菅原文化振興課文化芸術担当課長 基本やりたい人がやる、公募だと聞いております。

○柴田和子委員 何かそれだけだと、くまなく県民を網羅したようなアンケートがとれないのではないかなと今思ったのですが、今さら言ってもしょうがないですね。もう少し若い人がふえて回答してくれるといいなと思いつつ拝見しております。

○佐々木民夫会長 これは、今回だけではなくて、いろんな形で、モニターの方だけではなくて、4つの地方振興局含めていろんな形で吸い上げの方法、また機会あるでしょうか、広く県民の皆さんの御意見等を伺う機会を今後持ちながら、今日、後で出てくるよう

にパブコメなんかは言ってみればそういうことでしょうか、そういう意見を吸い上げながら県民がこぞって「そうだね」というふうな方向へ持って行っていただくという形にしたいと思っていますので、よろしくお願いします。

それでは、ほかの意見もあると思いますが、次の重い議題がございますので、その中で、先ほど報告いただいた意見等がどう集約されているのかということも含めて、また御質問等あるかと思っていますので、先のほうに進めたいと思っています。よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

○佐々木民夫会長 それでは、協議案件になりますが、第3期岩手県文化芸術振興指針(素案)についてということでお諮りいたしますが、事務局から御説明お願いいたします。

○高橋文化振興課総括課長 文化振興課総括課長をしております高橋です。座って説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

お手元に資料4、それから資料5を御準備いただければと思います。左側に資料4を開きながら、せっかくでするので資料5の素案のほうも少しページをめくりながら、説明させていただければと思います。

資料5の1ページをお開きください。まずは、ローマ数字Ⅰということで、こちらのほう岩手県文化振興指針策定の趣旨等ということをございまして、まず指針策定の趣旨ということで、第2期の指針は今年度が最終年度となるということがございまして、県や国の動き、社会経済情勢等の変化を踏まえた上で、第3期を策定するということを記載しております。

また、2として、対象とする文化芸術の範囲として、条例でも規定しておりますが、芸術・芸能、伝統文化、生活文化の3分野を記載させていただいているものでございます。

開いていただきまして、2ページをご覧いただければと思います。3、指針の位置づけを記載させていただいております。この指針につきましては、岩手県文化芸術振興基本条例に基づく指針であるということ、また文化芸術基本法に基づく地方自治体の計画、さらに障害者による文化芸術活動の推進に関する法律に基づく地方公共団体の計画という3本の位置づけとなるというものを記載させていただいております。

4としまして、指針の適用期間、来年度、令和2年度から令和6年度までの5年間ということをございまして。

続きまして、3ページご覧いただければと思います。ローマ数字のⅡとなります。岩手の文化芸術を取り巻く情勢と現状認識ということをございまして。1、社会経済情勢等の変

化としまして（１）でございます。人口の減少と少子高齢化の急速な進行ということで、本県の総人口、平成９年から減少局面に入りまして、平成30年10月１日時点の総人口は約124万人となっている等々の情勢の変化等を記載させていただいております。

また、（２）ということで東日本大震災津波からの復興の進展でございます。復興に当たりまして、沿岸地域、被災しておりました各文化ホールでございます。29年12月に釜石市民ホールT E T T O、それから平成30年６月には大槌町の文化交流センターおしゃっちが開館ということでございますし、今年度末には陸前高田市で市民文化会館が完成する予定というような流れとなっております。

また、震災の復興支援を契機として、県内各地、国内外の著名な芸術家との文化交流の機会が生まれているなどなどの記載をさせていただいております。

また、（３）として、文化芸術への関心の高まりということで、希望郷いわて国体・いわて大会、それから三陸防災復興プロジェクト2019、ラグビーワールドカップ2019などの大規模な大会を契機として、さまざまな文化プログラムが実施されているというようなこと、また来年度に向けても東京オリ・パラに向けて注目が集まっているというようなことを記載させていただいております。

開いていただきまして、（４）として世界遺産登録等の取組の進展ということで、平泉、それから橋野鉄鉱山を含む明治日本の産業革命遺産、そして御所野遺跡を含む北海道・北東北の縄文遺跡群の登録を目指す取組というようなことなどを記載させていただいております。

２としまして、県や国の動きということで、県の文化スポーツ部の新設、それからいわて県民計画の策定、国の動きとしまして、先ほど御紹介しました文化芸術基本法の成立、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の成立を記載させていただいております。

５ページご覧いただければと思います。３、施策の取組状況ということでございます。前回の審議会のほうでも現第２期の指針に掲げる４つの施策方向毎の取組状況につきまして御協議いただきまして、これを抜粋したような形で、こちらのほうでも紹介させていただいているページということでございます。

飛びまして、７ページをご覧いただければと思います。４として、文化芸術に関する意識という項目を出しております。先ほど御説明させていただきました文化芸術に関する意識調査を抜粋して、主なものをこちらのほうに記載して紹介させていただいているということ、ページをちょっと飛んでいただきまして、10ページには、こちらのほうも先ほど御

紹介させていただきました関係団体との意見交換でいただきました意見などを御紹介させていただきます。

そして、12ページに参りますと、これらから課題の抽出ということで、導き出されました課題、必要な取組ということにつきまして①、②ということで整理させていただきます。

13ページ、Ⅲの基本的方向性でございます。1として基本目標、今回（仮）ということで、初めてお示しさせていただいているところでございます。豊かな歴史や文化を感じ、県民誰もが、誰もがということで、若い方も年配の方も、障がいのある方もない方もということで、ここに意味を込めたいと思っております。文化芸術に親しみ、親しむだけではなくて、創造できるということで、将来に向かっていくというような意味も込めまして、こういった岩手を基本目標としたいということで、（仮）ということで記載させていただいております。

また、2の基本理念でございます。条例で基本理念を定めておりまして、ポツの県民一人ひとりの自主性・創造性の尊重から条例に記載の基本理念になりますが、やはり一丁目一番地ということで東日本大震災津波からの復興というのは、本県におきましても大きな向かっていくべき理念であろうということで、最初に掲げさせていただいているものでございます。

3、各分野等における目指す姿ということでございまして、対象とする文化芸術の3つの分野に加えまして、先ほども御説明させていただきました歴史的、文化的な景観の目指す姿につきまして、15ページ（4）のところで記載させていただいているところでございます。

4、施策の基本方向でございます。この指針の柱立てということになります。5本柱を出しておりまして、（1）として、岩手の特徴を生かした文化芸術の振興、後ほど各論のほうで少しご覧いただくことにしたいと思ひまして、テーマだけ御紹介させていただきます。（2）として、県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備、そして（3）として、日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信、（4）として、文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築、そして（5）として、障がい者による文化芸術活動の総合的推進という5本柱を掲げさせていただくものでございます。

18ページ、19ページをお開きいただければと思います。指針の施策体系を、左側に基本目標を置きまして、基本理念、目指す姿、そして一番右のページには、施策の基本方向と

具体的推進ということで記載させて、一覧で見られるような形で体系として整理させていただいているものがございます。

20ページをご覧くださいければと思います。ローマ数字のIVということで、こちらのほうから先ほど5本柱と言いました施策の推進方向に沿って、具体の推進の取組を記載しているページとなります。本文も見つつということになりますが、ちょっとお手元の資料4、A3の横判のほうも見ながらということで、こちらがまとまっていることもございますので、A3のほうをご覧くださいながらお願いできればと思います。施策の基本方向の1本目の柱、岩手の特徴を生かした文化芸術の振興につきましては、こちらは、東日本大震災津波からの復興と推進ということで記載しておりますし、世界遺産登録に向けた取組なども、20ページのところになりますが、記載させていただいております。また、文化をめぐる新しい動きへ対応した取組ということで、漫画等々の取組につきましても記載しているところでございます。

なお、今回施策の進捗状況を客観的に把握するものとして、最初に表形式で記載させていただいておりますが、指標を掲げさせていただいておりますが、こちらはいわて県民計画の第1期アクションプランと連動しているものでございますが、現第1期アクションプランの目標年が令和4年度となっておりますが、目標値は現在、令和4年度のもを記載しておりますが、第2期のアクションプランの策定とあわせて、これを新しい令和6年度までのものに入れ込んでいくというようなことをさせていただきたいと考えております。

それから、ちょっとページを飛びまして、22ページをご覧くださいければと思います。2の県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備として、①、県民の文化芸術活動の支援ということで、岩手芸術祭等々の取組につきまして記載させていただいております。

また、③として、22ページの下のほうになりますが、児童生徒の文化芸術鑑賞機会の提供等につきましての支援について記載させていただいております。

また、23ページをご覧くださいければと思いますが、⑥としまして障がい者による文化芸術活動の支援ということで、障がい者芸術活動支援センターを核とした支援ですとか、先ほど来いろいろ御意見いただいておりますアール・ブリュットの取組の理解促進等々を記載させていただいているところでございます。

それから、続きまして25ページをご覧くださいければと思います。3の文化芸術情報の発信でございます。まず、文化芸術ホームページ、SNS等による情報の発信ということで

取組を記載させていただいておりますし、それから④ということで一番下のところに入れさせていただいておりますが、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会とあわせて、文化プログラムの実施を予定しております、そういったことでの魅力発信をしていくというようなことを記載させていただいております。

また、26ページご覧いただければと思います。4、文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築でございます。②として、文化芸術を生かした地域づくりに取り組む人材の育成として、アートマネジメント研修の実施等々の記載をさせていただいております。

また、下のところ、⑤になります。官民一体による文化芸術推進体制の構築ということで、前回の審議会でも少し御意見いただいているところがございますが、アーツカウンシルにつきましての構築に向けた取組などにつきまして、記載させていただいているところがございます。

27ページ、ご覧いただければと思います。5、障がい者による文化芸術活動の総合的推進ということで、1本目の柱から4本目の柱におきまして、障がい者による文化芸術活動の取組につきましては、いろんなどころで出てきているところはございますが、柱の5本目として、それぞれにちりばめられているものを改めてこちらのほうで集約して、記載させていただいているということがございます。

28ページ、重点的取組事項ということで記載しておりますが、A3の資料4でご覧いただければわかりやすいのですけれども、星印がついている項目ありますが、重点的取組事項ということで、これにつきましては指針期間の5年間で重点的に取り組んで一定の成果を出していきたい項目ということで、この項目に注力して実施していくということで、重点的取組事項と記載させていただいているものでございます。

飛びまして、34ページをご覧いただければと思います。ローマ数字のVということでございます。指針推進の考え方です。1として、ここにつきましては(1)から(8)まで、それぞれの主体の役割につきまして、それぞれの主体ごとに役割を記載させていただいているところがございます。

また、2としまして、施策の評価でございます。施策の評価方法として、こちらの岩手県文化芸術振興審議会等々において審議をいただきながら、進捗状況などにつきましても評価していただきつつ進めていくというようなことも記載させていただいているものでございます。

なお、前回の骨子案を御説明の際に、名称を岩手県文化芸術推進指針、振興ではなく推

進と名称変更したいというような御説明をさせていただいたところでございますが、まだまだ振興していくべき分野があるということ、あるいは盛んにしていくということでもありますので、その中に推進という意味合いも含まれていくということであろうということもございます。また、第3期ということで、現在の名称も定着してきているというようなこともございまして、ここにつきましては振興指針ということで変えずに、第3期ということで名称とさせていただきますということでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。大分な資料になりますので、ご覧いただいているかと思えますけれども、ただいまの説明につきまして委員の皆様から御質問、御意見等よろしくお願いいたします。

高橋委員。

○高橋嘉行委員 指針の素案の4ページ、世界遺産登録のところ、「等」になっているところですが、世界遺産はいいのだけれども、無形文化遺産、これは早池峰神楽が抜けており、そうすると、確かに平成23年、30年と、これであるのだけれども、早池峰神楽の関係者の人たちが多分何だという話になると思いますので、それは入れたほうがいいと思います。

○高橋文化振興課総括課長 ありがとうございます。

○高橋嘉行委員 それから、12ページ、さっきも説明あったのだけれども、12ページの(3)の①、4人うち3人というのは、大体7割方の人という意味だと思います。ただ、見方によっては4人の話ししか聞いていないのかという理解もされかねませんので。7割程度と記載する方がいいのではないのかな、何%とか。

○高橋文化振興課総括課長 修正させていただきます。ありがとうございます。

○高橋嘉行委員 あとさっき本村先生が話しした、アール・ブリュットは障がい者だけではなくて、まさに専門教育を受けていない人達が行う、伝統芸能や美術なんかもそうだと思いますが、それを障がい者だけでくくってしまっているのかなと、その辺の考え方を整理した方がいいのではないのでしょうか。

以上です。

○佐々木民夫会長 さっきの2件は、これから来年のことになるでしょうから御参考にしていただいて、最後のところでアール・ブリュット、先ほど話出ましたけれども、どこまでの範囲をやって、どうやっていって、障がいの関係で岩手県の特徴づけのときに、何か

やるときに、そこをどうするかというのは結構大事なことかと思えますけれども、いかがでございますか、それについて。

○高橋文化振興課総括課長 実は、第2期指針を策定する際も希望郷いわてモニターに調査を実施しておりまして、ただやはり県としてもアール・ブリュットの取組につきましては力を入れていきたいということで、今回新たに入れた項目でして、その際にアール・ブリュットといってもモニター、アンケートを受けた方がどういうことかというのがわからないということで、解説したほうがいいよねということで、幅広な、広義のということになろうかと思えますけれども、こういった定義を使わせていただきました。県として、どこまでを範囲としてやるかというところにつきまして、ちょっと中でいろいろ議論はしたいというところではございますが、今ポイントを置いてやっておりますのは、障がい者を中心としたというところはそのとおりでございまして、少し中で議論させていただいて、検討させていただければというふうに考えております。

○佐々木民夫会長 板垣委員、どうぞ。

○板垣崇志委員 アール・ブリュットという語の用法とか定義に関しては、多分今後も時々議論に上がってくるのではないかなと思います。本来の語の定義としてのアール・ブリュットの定義は、先ほど説明の中にもあったような定義ではあるのですが、実際の運用されている実態としては、主に知的障がい及び精神障がいがある方々の創作活動を指す呼称として使われているという、その不一致があり、これは国の政策のほうでもそうですし、また実際そういうアール・ブリュットとここで呼びあわしている分野の表現を扱う方々でも、アール・ブリュットという呼称を用いないというスタンスをとってやっている方々もおります。ということで、共通理解を、かかわる領域の方々に一致した運用を確立するのも難しいだろうということで、今後折々に定義の問題とか用法の問題というのが浮上してくるだろうなど。その中で、やはり今後指針に基づいて進んでいく状況の中で、その実情に合わせた再検証を重ねていくということが恐らく必要だし、ベストなプロセスなのかというふうに思われます。であれば、障がい者芸術という言葉をいっせに使ってしまったほうがいいのかと言え、それはそれでまた違う問題が恐らく生じてくると思います。なかなか難しい問題だなというふうに考えているところです。

○佐々木民夫会長 本村委員。

○本村健太委員 確かにすごく大事なことだなと思うのですが、アール・ブリュットというのは、私が学生のころヨーロッパへ行きますと、例えば主婦の方が絵を描きまし

たよとか、例えば料理人が絵を描きましたとか、そういったものも評価しましょうという流れの中にあるものなので、ただ本来は芸術家しか展示できないという世界があったのですけれども、そこに専門教育を受けていなくてもアート作品みたいに展示できるのだという、そういう流れがあつての用語だったので、ちょっと広いのですかね。けれども、岩手県でやりたいのは、やはり障がい者の方々の芸術活動の推進ですから、そこはぶれないで、今の問題のように、定義が広いからといって、広げていかなければいけないのだという方向ではないというのは確認しておいたほうがいいのではないかなというふうに思います。

○佐々木民夫会長 その点は、多分ほかの委員の方々もいろいろなことを考えて、県のほうでも御苦労していると思いますけれども、言葉の定義と、いわば施策として岩手県が取り組むべきものとして、何を対象として、そこを起点にしながら、多分、多様性とユニバーサルな芸術文化活動に広げていこうとしているのだと思いますし、もう一方では新しい法律に基づく地方自治体の計画という形で障がい者の文化芸術の推進もある。その仕分けというか、誤解がないように、かといって変に限定して、ここで閉じ込めますよということではなくて、そこはかなり難しいと思いますけれども、専門家の方々がおられますから、意見聞きながら進めていただければ。それでよろしいでしょうか。

○高橋文化振興課総括課長 ありがとうございます。

○佐々木民夫会長 ほかいかがでしょうか。

上田委員。

○上田吹黄委員 資料3で、前回、前々回の意見について御回答いただきました景観の件だったのですけれども、大変御配慮いただいたものと拝見しておりますが、ここではⅢの基本的方向性という中で、各分野における目指す姿の中に地域の歴史的、文化的な景観として記載をいただいたということで、大分御検討いただいたというふうに見ておりますが、本議題の指針の素案のほうを見せていただきますと、確かにその項においては立派に明文化されているのですけれども、基本的方向性という中でうたわれていると。その前に先立つところの対象とする文化芸術の範囲という中においては、項目として3項目挙げられていて、プラス景観というものがそこにはあらわれていないということと、あと18ページのほうにまとめられた表があつて、施策の体系という中に目指す姿としては3項目にプラスして景観というものを掲載していただいているのですが、具体的な施策、基本の方向性としての説明というか、明文化の中には何もうたわれてはいないのではないかなという

ふうと感じたところがありまして、やはり景観というのが岩手の特徴を特に押し出すところなので、1のあたりに明文化されてはいかがなのかなというふうと感じたところがございます。その辺お答えいただけたら。

○佐々木民夫会長 では、そこについて。

○高橋文化振興課総括課長 まずは、対象とする文化芸術の範囲のところでございます。これは現在の条例の中で、芸術・芸能、そして伝統文化、そして生活文化ということで、まずは3分野を規定しております。そして、ちょっと離れたところになるのですけれども、条例の中でも地域の歴史的、文化的な景観を保全するというので、景観についても必要な施策を講じるよう努めるということで、後段の第18条のほうに景観についても記載されており、その位置づけということで、景観につきましてもあわせて御意見いただきました内容も踏まえて入れさせていただいたということ。

あと、御説明の中でちょっと不足してはいたけれども、目指す姿でせつかく景観につきまして記載しておりますので、やはり施策の具体的な推進の中に景観につきましても、歴史的、文化的景観につきましての取組も入れる方向で、実はこれになりますと関係部局もございまして、現在当部と関係部とで、どういった入れ込み方をしようかということで、施策として盛り込みたいというふうを考えておりましたので、その辺はまた後ほど御紹介できればと思います。よろしくお願いいたします。

○佐々木民夫会長 よろしいですか。今話がありましたように、皆さんお手元にある指針のところの末尾に最初の方針が出て、そこでも今仕分けがあっていて、前回私も話したようにかなり難しいこととかも、都市計画の方も今出ていますので、そこのすみ分けということもうまくやっていくということですので、よろしくお願いいたします。

ほかによろしいですか。熊谷委員。

○熊谷常正委員 4の施策の具体的推進のところの冒頭に、指針といいましょうか、目標値がそれぞれ掲げられておりまして、非常にこれはある意味責任があるものだろうと思います。令和4年の目標値として、アクションプランに基づいた数値が掲げられているのですが、これは大丈夫なのですか。どこか関係機関に改めて確認なされた数値なのか。これは、アクションプランの数値をそのまま持ってきているのか。

○高橋文化振興課総括課長 いわて県民計画第1期アクションプラン策定の際に、さまざま関係するところとも調整しながら目標を定めているところです。

○熊谷常正委員 という数値であるということですね。

○高橋文化振興課総括課長 はい。

○熊谷常正委員 わかりました。

それから、ちょっと細かいところなのですが、23ページの⑦の文化財の保存と活用のところの2つ目のセンテンスのところに、民俗芸能等の地域に伝わる無形文化財とありますが、これ文化財保護法上は無形文化財は別な、民俗芸能とは違うカテゴリーの中に入っていますので、これはちょっと文章を考え直されたほうがいいと思います。

それから、もう一カ所、26ページ、県立文化施設の整備や機能の拡充のところ、県民会館、美術館、県立博物館による県内各地での普及啓発活動とありますが、普及啓発は上から目線の用語でありまして、今恐らく博物館の世界では、普及とかというような言葉は基本的には使っておりません。支援、学習支援とかという言葉に次第にシフトしてきておりますので、普及啓発の目線はちょっと、同じ目線になさったほうがよろしいのではないかと思います。

とりあえずそんなところ。

○佐々木民夫会長 細かいところで大事なところかと思いますが、それから、今指標のことが出ましたけれども、文化芸術の指標はあくまでも、さっき言ったように参考という形で、何が何でもここに云々ということではなくて、その点はきちんと踏まえてやらないと、いかにも方向性はここまで行きますよという目標値になってきますので、数値自体が県民計画の中で出ているので、それを取り込みながら、それを目指すというふうな形で見ていくということによろしいのですよね。

○高橋文化振興課総括課長 はい、そうです。

○佐々木民夫会長 では、齋藤委員。

○齋藤桃子委員 同じ目標値のことでしたけれども、これはちょっと確認のお尋ねなのですけれども、累計でR4の目標値が出ている部分については、R2からR4の合計値がこの数値に達するといいいのだよというふうな理解でよろしいですか。ありがとうございます。

もう一つあります。障がい者の表記のことなのですが、表記揺れがあるのが気になっていて、害の字を漢字にしているか、平仮名にしているか、法律上の問題もあるのかもしれないですけれども、ちょっとここが気になります。

○高橋文化振興課総括課長 障がい者の言葉の表記は、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」、こちらのほうは漢字を使っているのです。ということで、法律の名称につきましては障害者と。ただ、本文では害は平仮名で表記する方向で、記載していると

ころです。

○齋藤桃子委員 わかりました。ありがとうございます。

○佐々木民夫会長 坂田委員。

○坂田裕一委員 幾つかあるのですが、わかりやすいのは18ページの表のところなのかもしれませんが、基本理念というのがあって、目指す姿があって、施策の基本方向と具体的推進というふうに並べられているのですが、基本理念が基本方向とか具体的推進に反映されているものもあれば、あれっ、どこに行ったのだろうと。例えば文化芸術を通じた県内外の地域間交流の積極的な推進というところが余り記載がないのです。こういったところが、せっかくいことを基本理念で書いているのだけれども、基本方向と具体的推進に盛り込まれていないというのが幾つか見られますので、これはパブリックコメント前にちょっと精査をお願いしたほうがいいのではないかなというふうに思います。それが第1点です。

それから、V指針推進の考え方、34ページからあるのですが、この指針推進の考え方というのが具体的ではないので、これは県以外に期待するものというふうな見方にもとれるところがあるのです。一体この指針推進の考え方というのは、どこに、本来であれば前文のあたりに来るべきことではないのかなと、指針推進の考え方という言葉自身は。そして、県以外の他団体に、大きな1番ではとてもいいことを書いているのです。でも、(1)からは役割ということで、期待について書いているということなので、この場所でいいのかなというのを感じました。

それから、33ページです。これは岩手版アーツカウンシルというのは、今回の指針の大きな目玉になるだろうなというふうに思っています。そういったときに、あれっと思うところがある。これは、最後のその他のところの情報提供のところ御説明になると思うのですが、体制の構築のところになると、あれっと思うのです。例えば①、岩手版アーツカウンシルの体制の検討という中に、公立文化施設担当者等を対象とした研修会の開催というのがあるのですが、実はアーツカウンシルというのはこういう文化会館から独立しなければいけないものなのです。それが文化会館の研修をやってどうなるのだと。むしろ文化NPOであるとか企業であるとか、そういったところの取組の研修が必要なのであって、文化施設担当者等を対象とした研修会の開催というのは、アーツカウンシルができた後にアーツカウンシルは何なのかということを考えてころです。

それから、アートプログラム実施推進体制の定着化及び自立化に向けた支援というのが2番にあるのですが、試行的なアウトリーチというのがあるのです。もう試行は十数年前

に始まっているわけです。改めてここで試行的というふうに記載する必要は全くない。北上の文化ホールであるとか、宮古の文化ホールでは、かなり全国レベルのアウトリーチが進んでいます。そういったところを先行例として考えればいいのであって、なぜここで試行的なアーツカウンシルになるのかなというのが、ちょっと疑問があります。

それから、2カ所に出てくるのですが、文化振興基金による文化芸術活動の支援とあるのですが、よく私たちも、これは県の文化振興基金だと思うのですが、活用をさせていたれているのですが、たびたびいろんな説明会とかお話の中で、非常に利子だけではやっていけないのだということがあります。であれば、アーツカウンシルと一体となって、この振興基金は一体どうなるのだというふうな取組まで検討していかなければいけないのではないかなというふうに思うのです。一方では、これまだまだ大丈夫なのかなというふうなニュアンスもあるし、アーツカウンシルとは連動しないのかなという、ちょっと疑問もあります。

それから、最後なのですが、21ページです。もう2つありました。21ページ、④のところで、文化をめぐる新しい動きへ対応した取組となっております。こういった中で、本県の多彩な魅力の発信とブランド力の向上を図るため、合唱、箏曲、民謡などを初めとするというふうにあるのですが、なぜこの3つが特色的な魅力ある地域文化というふうな認識になるのかというのが、説明がないのでわかりにくい。ほかのジャンルからすると、えっ、それないではないかというふうに思います。例えば岩手県は、市民参加演劇は県内18カ所で行われています。これは全国一です。こういったことが特色として挙げられるべき表現です、民俗芸能とともに。そういったことがなしに、合唱、箏曲、民謡、何でこれが出るのですかということがちょっと疑問点として感じます。

それから、再三私申し上げているのですけれども、文化芸術というのは、そこに住んでいる人だけでは、どうしても上を目指す、あるいはいいものをつくろうとしたときに限界があります。ほかから人を呼んでレジデンスをする中で、一緒になって体験して行って、みずからの表現を高めていく、そういったことが必要なのですが、一向にどこにも書いていないので、レジデンスということの必要性があるのではないかなというふうに思います。

それから、やはり新たな文化を創造していくという問題点、そういったことも必要ではないかなというふうに思います。

それから、まだあるのですが、課題として次世代、高齢化によって次世代育成が必要だというふうに書かれているのですが、では具体的にどうなのだというのをどういうふう

に盛り込むのかというのは非常に難しいところですが、難しいながらこういうふうな、例えば研究会をつくって指針をつくっていくのだとか、方策を考えていくのだとかまで踏み込むことはできないものなのかどうか。

それから、本当にこれが最後です。これは、新しい文化芸術基本法、それから障がい者の文化の法律、この2つをもとにしてつくられているのだというのを前提として上げられているのですが、新しい文化芸術基本法の中にあるのは、国際交流であるとか、それから教育分野、福祉分野との領域横断型の文化施策なのです。領域横断ということが基本的方向には余り盛り込まれていない。法律をもとにするのであれば、領域横断の協働体制をどう構築するかまで踏み込むべきではないかなというふうに思います。

以上です。

○佐々木民夫会長 多岐にわたって貴重な御意見をいただきました。

○高橋文化振興課総括課長 多岐にわたってありがとうございます。

まず、ローマ数字のVの指針推進の考え方、ここはやはり最後の章ということで、県はもとより、いろんな文化芸術の関係団体ですとか、地域とか、学校とか、企業とか、市町村とか、いろんな主体がそれぞれの役割を果たして文化芸術の推進に努めるということは非常に大事な、重要なことかと思っておりますので、ここにつきましてはVの1本目としまして、それぞれの主体の役割は記載させていただきたい。

それから、この指針をどうやって評価して、どうやって前に進めていくか、その方向についてということで、2の施策の評価の方法等につきまして記載させていただきたい。ただ、もしかして柱の名称がちょっと、指針推進の考え方というのは、そうすると合致しないのかなというところもあろうかと思っておりますので、ここをもう少し考えさせていただければと、柱の5本目の標題のほうをちょっと検討させていただければと思います。

また、アーツカウンシルの研修会の話がちょっと違うのではないかとこのところでございますが、ここは十分に説明し切れていない箇所かなというところでございます。行政と一定の距離を保ちながらというアーツカウンシル組織でありますけれども、その組織を立ち上げた際に、やはり公立文化施設の担当者として、担っていただける担当者の方との相互連携というのは非常に重要だと思っておりますので、担う担当者の方々がそれぞれの役割を担う上での人材育成としての研修ということで、ちょっと盛り込ませていただいている。アーツカウンシルの体制のための研修会ということではなくてということで、ちょっと位置づけさせて。

○坂田裕一委員 でも、これ体制と書いているので。

○高橋文化振興課総括課長 そうなのです。ちょっと位置づけというか、記載の場所がと
いいますか。

○坂田裕一委員 むしろ文化NPOであるとか、企業のメセナの人たちとかのほうが中心
になるべきだと思います。

○高橋文化振興課総括課長 わかりました。ありがとうございます。

それから、文化振興基金、アーツカウンシルの組織を立ち上げた際の基金との連動な
り、どういうふうな形でということにつきましては、県庁の中でも、私どもの中でも、ア
ーツカウンシルをどういった形で立ち上げていくか、その際に文化振興基金におけるの
あり方なりというのは、まさに検討していくべきことであるというふうに考えておりますの
で、こちらのほうは指針とあわせて検討させていただく課題ということで捉えさせて
いただければと思います。

また、文化をめぐる新しい動きの中に、合唱、箏曲、民謡だけは何でかというお話をい
ただきました。まさしくいろんな分野のいろんな取組がございますので、本当に取りこぼ
しなく、あらゆる分野を盛り込みたいというふうに考えておりますので、今坂田委員がお
っしゃいました市民参加演劇なども、いろいろ御意見を頂戴しながら、さらにさらに盛り
込んでいきたいと思っておりますので、その辺につきましては御意見等こちらのほうにお
寄せいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○佐々木民夫会長 ほかにいかがでしょうか。

板垣さん。

○板垣崇志委員 資料の31ページのほうで、障がい者本人の意志の尊重という文言以下に
ついて、この指針をもとに研修の実施等、そういった支援者の育成を通じて、こういった
部分の実体化ということが進められればよいなと思うところです。

先ほど割と冒頭のほうで、坂田さんが指摘したアール・ブリュットの設問の表現につい
て、そのときちょっとうまく理解しきれていなかったのですが、済みません、資料戻って
しまうのですが、資料1—1の3ページで、アール・ブリュットに関する設問の部分、恐
らくこの設問の表記にちょっと問題点があるのではないかと指摘だったのではないかと
いう、少し時間たってから理解できたのですけれども、恐らく設問としてはアール・ブ
リュットという語を聞いたことがあるかという、知っているかという問いがまずベースに
なると。その上で知っている、知っていて、かつ鑑賞したことがある、知っているが鑑賞

したことがない、そして最後に知らないという、そういった構成になる必要があるということかなというふうに考えました。確かにこの設問ですと、設問のほうで定義に触れているために、例えば近所のスーパーで近くの保育園の子供たちが描いたお父さん、お母さんの似顔絵あたりは、あれもアール・ブリュットだったのかなとかというような、ある意味誤解ですとか、そういったものも含まれてしまう可能性、あれもアール・ブリュット体験だったのだろうというふうに回答の中に含まれてしまう可能性があるのだろうという、そこは確かにあり得るなど。もしかすると、正確な数値になったときには、この19.9という数字がもうちょっと小さくなる可能性もあるのではないかなというふうに思いました。ですので、今後推移を正確に把握するために、設問の見直しというのが必要になるのではないかなというふうに感じたところです。

もう一つは、資料4の右側の指標なのですが、岩手県障がい者文化芸術祭出展数、音楽祭参加団体数という指標が例として挙がっているのですが、こういった障がい者を対象とした文化的催事だけでなく、先ほど柴田さんがおっしゃったような県の芸術祭といったような、一般県民に対して開かれた芸術の催事に一般県民、一県民として障がいのある方が応募するという、そういった参加、さらに踏み込んだ望ましい文化への障がい者の参加というふうに捉えられるだろうと思うのです。これは、果たして指標と捉え得るかというところは、ちょっと難しいところではあるのですが、例えば芸術祭の中にそういった障がい者の部門をつくってしまった場合は、そこで応募者数とかというのは、確かに数として把握できるかもしれないのですが、果たしてそういうくくりを明確につくってしまっていることがいいかどうかというような課題も出てくるわけでございます。

実際に今から10年ほど前に、るんびにい美術館のアトリエで活動している方が県の芸術祭の現代美術部門に応募したことがあったのです。それは、たこ糸をばらばらに切ったものをもう一回自分で手で結び直して糸玉をつくったという、1年ぐらいかけて結び目をずっと数珠つなぎにつなげた、ただの糸の玉なのですが、それを応募して優秀賞になったという実際の事例があるのです。それは、作者に障がいがあるとか、そういったことは特に記載されずに応募されて、そのまま普通に同列に審査されて、そのように評価を得ていると。こういった参加というのがやはり推進されてしかるべきだと思われま。障がい者のための芸術祭というふうにくくった指標だけを提示してしまうと、そこに全部集約してしまうような流れを強めてしまうのかなというふうな心配も感じましたので、何か広がりのある指標というのが設定できればなというふうに思ったところです。

最後に、資料5の13ページで、ちょっと話題としては全く違う話題なのですが、基本理念のところ、2項目め、県民一人ひとりの自主性・創造性の尊重とあるのですけれども、この尊重といった表記ですけれども、具体的にどういった取組につながる理念なのかなというのが思い描けなかった。もしかすると、尊重ではない何かふさわしい言葉があるような理念を書きあらわそうとしているのかなというふうに感じたのです。尊重というのは、恐らくあるがままにという、あるがままにそれを大切にするというようなイメージかと思うのですが、それですと創造性というのが発揮されたり、活発に表舞台に出てくるということにならないように感じましたので、もしかするとこれは例えば涵養、何か養う涵養というような表現ですとか、涵養なんていうとやっぱり普及と同じ、ちょっと上から目線になるかもしれませんけれども、そういった、より積極的にそこを活性化させていくような意味合いを持った語彙が来るべきところだったのかなというふうに感じましたが、どうなのでしょう、この理解は。

以上です。

○佐々木民夫会長 最後のところお願いします。

○高橋文化振興課総括課長 最後の基本理念、こちらのお手元の文化芸術振興指針、それぞれのテーブルにお配りさせていただいております、57ページからちょうど現在の条例本文を記載させていただいているものでございます。58ページのところに、先ほどもちょっと御説明させていただきましたが、基本理念ということで第2条として項目が幾つか記載されているのですけれども、基本的にはこちらのほうの文言をとって、指針の基本理念とさせていただいているということで、創造性の尊重という言葉を使っているというふうなことです。

○佐々木民夫会長 では、五日市委員。

○五日市健委員 高文連の立場というか、学校関係の立場からお話しします。先ほどの岩手芸術祭に若者の展示、発表が少ないという話がありました。例えば同時期に県民会館では高校の写真部門をやって、それから書道部門をやって、美術部門を今やっています。幾ら生徒とはいえ、一年間にそんなにたくさんの作品をつくれるわけではないので、どうしてもでき上がった自分の発表する場とか作品は中文連なり高文連の大会や事業の中で発表します。いわゆる県民全体がやるような大人のイベントに出品や発表するのは難しいと思います。

はじめに、いろんな官民一体で協力体制をつくっていくということはそのとおりだと思

いますし、協力といっても実際には、ある部分は官が誘導し、ある部分は民間の活力に任せて、すみ分けということもあるのかもしれませんが。その中で学校あるいは教育という文言を入れるときに、中文連とか高文連という言葉もあったほうが学校サイドも動きやすいのかなと思います。

それから、1ページ目なのですけれども、学校教育だと文学と文芸、音楽と美術・工芸、書道というのは一つのセットなのだけれども、これを見ると書道は「生活文化」のほうに茶道、華道、書道とあります。つまり日本の伝統的な「道」がつくものはこっちにカテゴリーされて、いわゆる西洋文化がこっちにカテゴライズされているようだなどと改めて思いました。同じ「生活文化」でも、次の方言、衣食住、生活、習俗は岩手という感じで、私とすると、官民で考えたときに官（県）が一番力を入れて保全するのは岩手のもの、文化財も含めて岩手のものが良いと思います。そしていわゆるもう一つのカテゴリー、文化センターとかカルチャーセンターとか、人が集まってやっている芸術活動というのは、一部を支援をしていって、あとは頑張っただけ、みたいなスタンスがよくて、それから華道・茶道、書道のような全国区で体系も組織もある程度確立されている分野は完全に民間主導で頑張ればいいのかなというふうに分かれていくのだと思います。

ですから、15ページにあるように「岩手の特徴を生かした文化芸術の振興」というものに官は重きを置けばいいのかなと思いました。前回、私もお話ししました震災からの復興について、このように組み込んでいただきまして、大変ありがとうございます。

前回出たときから文化芸術の範囲が広過ぎて捉えどころがないと思っていました。「景観」の話が話題に出たときに、景観とは何ぞやとずっと考えていました。というよりも、景観まで含むのかなということを考えております。もちろん景観が入ることは私は賛成ですけれども、景観を保全するということは、例えばどういうものをいうのだろうか。例えば平泉のような、古代～中世の遺跡と周辺なのか、あるいは明治以前の町並を残すのか、それとも漁村とか農村の風景、田園風景を残したいのか、あるいは岩手銀行本店みたいな近代の建物を残したいのかというものを1つくらいは具体例を挙げないと、全然捉えどころがないし、余りにも文化芸術の範囲が際限なく拡大していくのかなと。

22ページですが、私も沿岸の学校におりましたので、たくさん恩恵を受けました。芸術家の派遣授業というのは震災後に非常に活発になり、たくさん派遣していただいたのですが、これは令和2年まで同じ規模、同じ予算立てで続くということが見込まれるということなのでしょうか。

それで、学校現場からひとつお願いします。震災から8年半以上たちました。生まれた子供はもう小学校2年生です。沿岸部の子でも直接の記憶がない子供たちがもう小学校3、4年生になっています。それぞれの学校が新しい校舎もできたりし、落ちついてきたので、教育計画があって、教育活動の中でそういう事業というものを組み入れるのには1年以上前からやっつけていかなければならない。やっぱり学校というのは1年間の計画があるのです。これは指針策定と直接関連はありませんけれども、継続していくのであれば、学校現場とも実際にやりとりする仕組みというか、それをつくらないと、新指導要領になって勉強しなければならぬ中身も多くなり、さらに教員の側の働き方改革もあり、学校現場は新しい課題がどんどんふえるので、そこをぜひお願いしたいなと思います。

25ページの、「いわての文化情報大事典」のページについてです。私も時々拝見しています。リンク集も充実していますし、最新のイベントとか講演会、発表会の情報も見るとトップに出てきまして、とてもよいなと。特に分野から探すというカテゴリーがあって、それを見ることによって皆さんがお知りになると思うのです。このページ自体のことをもっと宣伝したらいいのではないかなと。このページを見てさえもらえば、さらに興味があれば、実際リンク先に飛んで見るわけですから、年に数回は、それこそ一番伝わりやすいテレビ、ラジオ、広告紙等で、こういうページ見てみてねという県民に対する宣伝をぜひと思いました。

雑駁にお話しました。以上でございます。

○佐々木民夫会長 今ので何か答えるべき点ありますでしょうか。

○高橋文化振興課総括課長 五日市先生おっしゃるように、景観の関係、どこまで入れ込むかというのは、私たちの中で範囲といいますか、いろいろ検討しているところでして、条例でも歴史的、文化的な景観というような書きぶりがございますし、どこまでのものを、取組としても位置づけたいと思っていますので、ちょっとその辺はいろいろ景観部局とも相談しながら精査させていただいて、ただやはり少し盛り込みたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

○熊谷常正委員 1つちょっと確認だけさせて、よろしいですか。

○佐々木民夫会長 では。

○熊谷常正委員 13ページの基本目標とか基本理念のところに、県民誰もがというのがあります。ところが、その前段で出てまいりますアンケートの中で、例えば8ページに鑑賞を体験できる施設が近くにないというようなのが一定数あるのです。そうしますと、こ

の県民誰もがというのは、県民誰もがどこでもというふうに読めるものだと理解してよろしいのですよね。

○高橋文化振興課総括課長 そうです。

○熊谷常正委員 やっぱりどこでもみたいなものがどこを探してもないのです、実は。地域間格差というのは、この会議でもたしか前に出ていたかと思います。その辺をちょっと配慮した表現があればいいのかなという気がいたしましたので、ちょっと御検討いただければと思います。

○佐々木民夫会長 御意見まだあると思いますけれども、ほかの案件もありますので、先のほうに移して、それはアーツカウンシルのところあたりに出てくるかと思いますので、ただ木村委員と、それから中嶋委員は何かございますか。もしあったら。

中嶋委員。

○中嶋奈津子委員 民俗芸能が身近なもので、どうしてもそういうところにばかり目が行ってしまって、全体をというような質問はできないのですが、ちょっと気になったところが1つ、あとそれからお伺いしたい点が1つございます。

まず、4ページの世界遺産登録等の取組の進展というところですが、これは質問でございます。今年は風流ということで話題がよく出ております。文化庁の方ともたまにお話しすることがございますが、念仏剣舞、鬼剣舞などを含む風流の登録に向けた取組が進められていますという文言がございます。岩手県としては、どのような取組をされているのか教えていただきたいのですが。

○菅原文化振興課文化芸術担当課長 風流につきましては、県としましては風流の団体が登録に向けた協議会をつくったので、そこにアドバイザー的な立場で参画してかかわっているという状況でございます。

○中嶋奈津子委員 わかりました。見学しにいらしているようなのです。そういうときも一つのチャンスでございますので、恐らく風流には、例えば祭りの山車ですとか、そういったものもかかわってくると思います。そういったものが結構岩手県の武器になると思うのです。広報の武器になると思います。ですので、そういった役人の方がおいでになったときに、進んで説明していただくとか、団体さんとの交流というのもすごく大事なのですが、こちらからもアピールするということが非常に効果的なのではないかと思いましたが、一つたまたまそういう話題がございましたので。

あと、もう一点だけです。14ページの伝統文化のところでございます。伝統文化とか民

俗芸能の維持、保存というところにはこのページだけではなくて、必ず支援するという言葉がついております。支援するという言葉自体、非常に便利なものですので、実際にはどういう形で支援するのかというところが読む方にとっては非常に興味どころだと思います。例えば一番気になるところは、金銭的な支援があるかどうかということだと思います。結局そういう舞う場所、演じる場所をつくるにしても、やっぱり金銭的なものが必要だと思います。あるいは潰れかかっているところを再生するにしても、そういうことが実際に気になる場面だと思います。ですので、支援するという言葉の中にどういった支援を保障できるのかというところを具体的に書いてくださったほうが、担い手の方々も非常に興味を持ってご覧になると思います。

そして、同じページにございますが、全ての無形文化財の映像等の記録が整備され、伝統文化の発信やすぐれたわざの伝承等に活用されている、これもそうあってほしい、これからそうしていくのだという内容だと思います。これは、非常に有効です。というのは、この中にもございましたが、担い手の高齢者の方がどんどん亡くなったりとか、減っています。そういうときに、頼りになるものというのは映像だけなのです。ですが、結局その団体さんだけでは映像を撮るといのはほとんど不可能なのです。何でかという、少ない人数でやっているの、誰かが映像を撮るといのが案外難しく、自分たちの写真を持っていないということも多いのです。映像というのは、特に潰れかかっているところに関しては非常に有効なものなのです。ですので、非常にありがたい文章だなと思って拝見をしているのですが、1つ、全ての無形文化財の映像となっております。ここは無形文化財について書いてくださっているの、全ての文化財でいいと思うのですが、指定されたところだけにそれを適用するのか、それ以外にも市町村の推薦を得たものについて、例えば、そういった配慮がなされるのかというところもこの中に盛り込まれると、非常に印象のいいものになるのではないかというふうに感じます。

以上です。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。ただいまの意見等を受けとめながら、どこまで具体的に、ほかの委員の方からも、個別の具体的な計画を取り込むということではなくて、方針、指針なものですから、かといいいながら、どうも靴の外から足をかくみたいなき感じだと思われるかもしれないとあれでしょうから、その点微妙なところでしょうから、よろしくをお願いします。

それでは、まだ意見あると思いますけれども、時間の関係で次に進めさせていただきます

す。ありがとうございました。

それでは続きまして、パブリックコメントの実施についてということで御説明いただきます。

○菅原文化振興課文化芸術担当課長 それでは、資料6をご覧ください。よろしいでしょうか。資料6ですが、パブリックコメントのことです。パブリックコメントにつきましては、広く県民の意見や提言を収集して、指針の内容に反映させていくものでございます。現在考えているパブリックコメントのやり方ですけれども、意見募集期間は11月28日木曜日から12月27日までの1カ月間を考えております。意見の周知方法は、ここに記載の方法により、たくさん御意見をいただけるように取り組みたいと考えているところでございます。

なお、意見はファクシミリ、電子メール、郵送、持参も可能ですので、念のため申し添えます。

あと、パブコメにつきましては、ここに御参集の委員の皆様、コーディネーターの方、あと各振興局に配置しています特命課長などを通じまして、パブコメの周知をしていきたいと思っておりますので、お力添えをいただければと思います。

説明は以上でございます。

○佐々木民夫会長 そういう形の日程でパブリックコメントを実施するということですので、よろしいでしょうか。

はい。

○坂田裕一委員 今日出た意見が反映された素案が出るのでしょうか。とすれば、すごく修正期間が短いのではないかなという、担当者がかわいそう。

○佐々木民夫会長 どうですか、パブコメの。

○高橋文化振興課総括課長 本日いただきました意見は、パブコメも含めて次回修正させていただきますので反映させていただきます。

○坂田裕一委員 私は、可能な限り今日の審議会の意見が反映された形で素案として出すべきではないかと思うのですが、どうなのでしょう。

○高橋文化振興課総括課長 可能な範囲で反映できる、少し検討しなければならない部分を除いて、可能な範囲で反映させていただきますので、素案ということでパブコメをかけたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○佐々木民夫会長 スケジュールの都合もありますし、今日の意見を全部盛り込んでしま

うと、また別な形になっていくでしょうから、その点は考えていただいて、ただ最新のどうか、そういう形を出して意見をいただくという形でぜひお願いします。

それでは、パブリックコメントの実施についてはその形で進めるということで。

4 その他

(1) アーツカウンシルについて (情報提供)

○佐々木民夫会長 それでは最後に、アーツカウンシルについて、情報提供という形になりますが、事務局から御説明いただきます。

○菅原文化振興課文化芸術担当課長 それでは、資料7をお開きください。前回、簡単にお話ししたのですが、本日はアーツカウンシルについての話題提供ということで、御説明させていただきます。

まず、1番なのですが、アーツカウンシルについてでございます。まず、アーツカウンシル、日本語では芸術評議会と訳されることが多いのですが、こちらは世界各国で設置されています。それぞれその国の特性とか、文化政策の方針に沿った事業、運営が行われております。一概に定義するのはやっぱり難しいのですが、よく組織上の構成の特徴として言われるのは、1つは官民連携組織や公益法人であり、助成を基軸に政府、行政と一定の距離、独立性と言われますが、そういうのを保ちながら、文化政策の執行を担う専門機関というのがよく言われるところです。

県としては、文化芸術の力を一層発揮するための環境づくりに向けて、本県の実情を踏まえた文化振興の取組を牽引する機関を設置して、今後の文化行政に厚みが増すことを期待しているというものでございます。

次に、2の一般的なアーツカウンシルの意義と役割の例というところでございます。こちらにつきましては、よく言われるのは大きく4点でございます。1つは、文化活動の支援、人材の育成でございます。アーツカウンシルは、行政組織等から独立して、学校、福祉施設、あとNPOの民間組織など、そういう人たちと協働して推し進めるという性格のものでございます。文化の担い手の育成を図るという、そういう役割がございます。

次に、2つ目としてイがあります。イは、調査研究、企画立案機能でございます。こちらについても、地域の抱える課題などを把握しながら、長期的かつ幅広い視点から文化振興の役割を担うということがよく言われます。

3点目は助成制度の運営・評価でございます。助成事業は、事前審査だけで行われて、成果や効果の把握は手薄になりがちだと言われます。アーツカウンシルについては、助成制度とかの成果や効果、問題点、課題を把握するために、調査や分析を行って、制度を見直ししたりとか、新たなプログラムの立ち上げを行うときとか、そういうことがよく言われます。

あと、4つ目は全国ネットワークへの展開ということで、将来的には全国的なネットワークの中で検討する必要があるということでございます。

続きまして、2ページをお開き願います。こちらには、全国の設置事例を一覧表でまとめたものです。そして、丸がそのアーツカウンシルが取り組んでいるものでございます。このように、それぞれのアーツカウンシルで取り組んでいる内容が本当にさまざまでございます。恐らく地域の実情に合った形で取り組まれているものと推察されます。

それで、具体的な活動例として、4のほうに3つほど御紹介しておりますが、1つはアーツカウンシル新潟でございます。こちらは、市の芸術文化振興財団の事務局に設立しまして、ここの主な活動内容に記載してあるとおり、芸術活動の支援、調査研究、企画立案、助成も含めて、よくイメージされるアーツカウンシルの事業をやられているようなところでございます。

2点目が大阪アーツカウンシルです。こちらは、大阪府と大阪市が共同設置した大阪府市文化振興会議の専門部会として活動を行っているところです。こちら市とか府による公募型助成金の審査などを行ったり、企画、調査をしているところでございます。

次に、3ページをお開き願います。沖縄アーツカウンシルというところでございます。こちらのほうも沖縄県文化振興会というところにプログラム・ディレクターを配置して始まったと聞いております。現在は、ここに書いてある事業に取り組んでいるということでございます。ここの特色としましては、支援事業の補助額が最大1,000万円と、そういう大きな支援も行っているというのが結構特徴的というところです。

次に、最後ですが、岩手版アーツカウンシルの活動イメージということで御紹介します。こちらは、いわて県民計画のプロジェクトのほうに記載されている絵を引用しているものです。主に3点ございまして、今のところイメージしていますのは、官民一体による文化芸術体制の構築、岩手版アーツカウンシルを構築して、文化芸術プログラムの企画、商品の創出及び実施、官民協働による新設ファンド等を活用した文化芸術団体の活動助成の実施。

2点目として、アートマネジャーの設置、派遣によって、県内各地にある特色ある文化、まちづくりなど人材育成を推進していく。

3点目が復興によって国内外との交流ができた、そういうつながりを生かしながら、国際的な文化イベントの開催などによる交流人口の拡大、そういうようなイメージでここは記載しているものです。

説明は以上でございます。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。

今の説明について御質問、御意見ということですが、先ほど坂田委員からも出ましたように、今は情報提供ということですが、パブリックコメントとか等々のときに、33ページにありますように、いわば岩手版アーツカウンシルの体制の検討という形でやっている。結構これは今回の指針の中でも大きな目玉になるのだろうと思っておりますが、踏み込んで、どこまで具体化するかということは決まっていないでしょうけれども、そういう状況でございますけれども、今他県の例とか流れとか、あるいは今県民計画で考えられているような中での位置づけみたいなものについて、御意見、御質問ありましたらお願いしたいと思っております。

はい。

○坂田裕一委員 アーツカウンシルにこだわって済みません。本当に大切な制度だと思います。その制度は一体誰が考えて、誰がつくっていくのかということが最も大きな課題ではないかなというふうに思います。私も国のアーツカウンシルの専門員をやったことがありますが、本当に専門家が集まって協議をして積み上げていくものです。そして、公立文化施設とは本当に一線を画すというのを厳密にやっていく。でないと、文化施設だけが得をする、得をするという言い方はあれなのですが、アーツカウンシルになってしまっ、民間の表現活動をやっている人の活動をよくするためにはどうなっていくのかということが本当に大きなことではないのかなというふうに思います。できればアーツカウンシルの検討組織というものをつくっていただきたい。そして、専門家とか、あるいは有識者による、その上で提言していくというのを、何年の目標になるのかわからないのですが、考えていただきたいなというふうに思います。

○佐々木民夫会長 ということでございますが、そのほか意見ございますでしょうか。重要なことかなと思っております。

これは、誰がやるか、誰が決めるかと同時に、文化芸術の担い手と同時に、こちらでは

いろいろ今まで仕掛けをしているわけですがけれども、それを違った機関として持って行って、いわば県の行政主体とは違った形のものに、投げ出すわけではないのですけれども、委託しながらしていくということで、やり方によっては非常にこぶがいっぱい出てきていてわからなくなってみたりとか、そこあたり県のほうで考えているのでしょうかけれども、今までの流れでも、広域な岩手県の中で担い手や参加団体、さまざま多様になっているときに、どうそれを、今回の指針の中でもいろいろ言葉で総合的という言葉は何回もお使いですけれども、総合的にどう見ていこうかというのは、県の姿勢を発揮するのに非常に大事なものなのだと思います。ですから、やっぱり具体的にどうしていくかということが結構、今後の県民計画に沿いながら、岩手県の文化芸術は大事なことだと思いますので、ただ、今の段階ではどこという新しい組織みたいなのを県で立ち上げるとかということも、踏み込んでもらえたらと。

○高橋文化振興課総括課長 昨年度いわて県民計画策定の際に、文化・スポーツレガシープロジェクトということで、3ページの最後のところにポンチ絵と、あとどういった役割に直せるかということで、いろいろ部内でも議論しまして、記載させていただいておりますが、より具体的にどういった形で進めていくか、ロードマップなども検討するために、現在、文化振興事業団のほうとも検討チームを立ち上げて、今御紹介させていただきました先進の事例調査などしつつ、どういった形で岩手版アーツカウンシルを立ち上げていけばいいかということを検討しているところでして、来年度もう少し幅広に、有識者ですとか、あるいは民間団体ですとか、少しそういった方々も加えながら、より具体的に令和4年度開設に向けたロードマップづくりなども含めて、検討していきたいというふうに考えておりますので、引き続きいろいろよろしくお願ひしたいと思ひます。

○佐々木民夫会長 先ほどのパブリックコメントもありますけれども、委員の皆さんもこのアーツカウンシルについて、ご意見があれば、メールでも電話でもあれでしょうけれども、お寄せいただいて進めていってください。よろしくお願ひします。

よろしいでしょうか。まだ御意見あるでしょうけれども、最後に。私から、先ほど報告ありましたように、委員会の委員の皆さんの意見であつたりとか、県民の皆さんの意見を受けとめて、極めて網羅的に上手にまとめられているのかなと感心させていただきました、短い期間で。

ただ、欲張りをいたしますと、網羅的にできているので、先ほどから出ているように、では特徴は何なのだと。多分これ見てわかりますように、文化芸術の鑑賞、参加云々である

とか、情報発信というのはどこでも同じようにするのでしょうけれども、では岩手県の文化芸術の振興の今度新しいものの特徴をどこに見出していくのかということ、先ほどから出ているように岩手の特徴を生かしたというところで、では岩手の特徴とは何なのかというところが前面に出ていない感じがして、かなり網羅的になって、そこをどうアピールしていくかというのは少しあります。

それから、もう一つ、先ほど言ったように、障がい者という切り口と言ったら変ですけども、時代の流れと同時に、それを5番目に行っていて、これは先ほどの30%、19%の数値は別としても、岩手県の中で他県に先んじて進められているものとして、どう推し進めていくというか、特徴と言ったら変ですけども、そういうところの素材も、押し出し方みたいなものをお考えいただければいいのかなと。それは、前文のところでは先に説明した方がいよいよのかどうか。

同時に、今回、基本的な目標で基本目標という新しい言葉がありました。これは意識調査とか何か、いろいろ出てくるのでしょうけれども、岩手県の県民の方々の多くは岩手県の豊かな歴史とか文化というのを非常に感じていて、それを別な定義で誇りを持ってという言葉が出ていますけれども、県民計画ですね。それらが誰もが親しみ創造できるということで、創造という言葉、坂田委員などがおっしゃっているようなところですが、ここあたりの基本目標みたいなものがなぜ出てくるのか、意識調査のところでの皆さんのアンケートはこうですよということだけでも、非常にいい言葉であるだけに、もう少し1期、2期やっていて、3期でこういう流れで持っていくのだということがどこかに書いていけば、非常にわかりやすいのかなと。その場合に、改めて岩手の文化芸術や歴史や文化というのは何なのかというところを、はめ込み方をうまくやっていって、流していただければいいのかなと。その上で岩手の特徴ということで、前回出た妖怪のことは別としても、妖怪というのはどうであるかを、漫画とかいろんなことを盛り込んでいって、どう進めていくかがあればいいのかなと。

それから、パブリックコメントの後でしようけれども、皆さんも御承知のとおり、現行の指針には、絵とか写真を載っているのです。先ほど出たように、景観というのは何なのかということ、例えば平泉のところへ行ったら衣川から見えるどうだこうだと、あそこは必ず先生たちは歴史的景観を見なさいと言って、ああいうところは絵とか写真があれば何とかわかるのだけれども、今後どうするのかというところで、あくまでも今回は字だけで見えておりますから、これを県民の皆さんが見ていくときにどのようにするのか。

同時に、かなりボリュームがありますから、先ほどの坂田委員が言った18ページ、19ページの施策の体系みたいなものを、わかりやすいものにどのようにして県民の皆さんに周知できるかと。今ではないですけれども、それを織り込みながら進めていただければ、非常にめり張りのきいた形で、こうなっているのだなど。先ほどの推進の役割とか何かというのは、では誰がどうなのかというところもわかるように、今まさに工夫といたしましうか、大事でしょうけれども、それが多分SNSなのか何なのか、どういう媒体で示していくかということだと、今までのよりも非常に生き生きとした形で見られていくのかなと思っていますので、多分後でお話のように、今年度といっても残りはまだ4カ月になりますから、令和2年度から実際にスタートをしなければいけないと思いますので、その点を含めてお考えいただければと思っております。私のほうからお願いでございます。

それでは、まだ委員の皆さんは御意見等おありだと思いますけれども、時間がちょっと、予定を過ぎてしまいましたので、議事はこれで終了いたしたいと思っております。進行は事務局にお返しします。

○森文化振興課主任主査 委員の皆さん、御審議ありがとうございました。

その他でございますけれども、事務局から特段用意はございませんけれども、この際委員の皆様から何かございますか。

(「なし」の声)

○森文化振興課主任主査 それでは、長時間にわたる御審議ありがとうございました。

次回の審議会は、年が明けて1月15日ごろを考えてございます。また後ほど日程調整のほうを御連絡申し上げますので、よろしく願いいたします。

5 閉 会

○森文化振興課主任主査 それでは、本日の審議会はこれをもって閉会といたします。どうもありがとうございました。